

「恵庭市障がい者相談支援事業」の運営事業者再公募の選考結果について

1. 経緯

令和7年10月15日（水）の審査会で受託予定者なしとなった「恵庭市障がい者相談支援事業」について、再公募を行いました。

2. 選考方法

恵庭市障がい者相談支援事業・基幹相談支援事業プロポーザル審査会設置要綱に基づく審査会において、委員による書類審査・事業者プレゼンテーション審査・ヒアリング審査などの総合審査を実施し、評価得点については、満点が600点で、選考条件は、総合得点の6割を満たす360点以上で適格となるもの。

3. 審査会開催日

令和7年12月15日（月）

4. 選考結果

本事業に1者の参加申込があり、審査会において、以下のとおりの選考結果となりました。

（1）恵庭市障がい者相談支援事業委託事業者

①受託予定者

なし

②評価結果

354点（欠格） ※満点／600点、選考基準／360点以上

5. その他

本事業は地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、令和8年度からの市直営による事業実施体制の構築に向けて具体的な検討を行っております。